チェックリスト判定基準表 (都道府県営かんがい排水事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4 . 農家(受益者)負担の可 能性が十分であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・ 排水機場、調整地等を有する地区においては10年、 その他の地区においては7年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (都道府県営かんがい排水事業)

- I	\ 发力的/总 尹 ·久 】				
	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	А	В	
効率性			と認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減 ^を について該当する項目の数により判断。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効		農業生産性の 維持・向上	土地生産性及び労働生産性の維持・「地域農業の生産性及び農業経営の維 ・ (作物生産効果+品質向上効果+営農 農に係る走行経費節減効果)/受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】	持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営	
			110以上	110未満	
		野菜・果樹の 産地形成	(受益面積当たり)	濃密生産団地の指定作物の計画作付面	
			12.7%以上	12.7%未満	
		農業水利施設の保全・管理	を比! を作! B:機能診断の実施・・・既存施設(
		農業の 芽続的 養展 構造の確立 農地の確保・ 有効利用	認定農業者の割合(総農家当たり) 総農家数当たりの認定農業者数(人/ =関係市町村の認定農業者数の計(人)/		
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
			作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント = 計画作付率(%)-現況作付率(%)		
			17%以上	17%未満	
	農村の振興	地域経済への 波及効果	他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及 = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益 の列和) 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益	効果額(千円/ha•年) 話面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数	
			314以上	314未満	
	_	-			

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
		地域用水機能 の維持・増進、 水資源の有効 活用(快適性の 向上)	受益面積当たり地域用水効果額(千) = 地域用水効果額(千円)/受益面積(【注;効果項目は年効果額:千円】	ha)
			2.7以上	2.7未満
	多面的機能の 発揮	環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千月 = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】	円/ha·年) ī積(ha)
			6.4以上	6.4未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態 生態系に配慮した計画について、地域	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 調整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下 :8点以上、B:5~7点 C:4点以下) :6点、B:4~5点、C:3点以下) :行っていない
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景徳 景観に配慮した計画について、地域の	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点、B:4~5点、C:3点以下) : 行っていない
	関係計画との連携			下 B込みがある c:図られていない

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	関係機関との協議地元合意		河川管理者との協議(予備)が合意I 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達している について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 (2指標のうち1指標が「-」の場合I a:協議了 b:協議中 c a:協議了 b:多くが協議中 c	、道路管理者、漁協等との着工前に重るか 点、c:1点)の合計値により判断。 下 は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 -:該当なし
			事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:25 A:6点、B:4~5点、C:3点以である。A:6点、B:4~5点、C:3点以での場合。A:「受益農家の同意」とは3/1時点(想 a:同意済み;受益者の大部分の同意 b:同意済み;受益者の2/3以上の同意 c:未同意 ;土地改良区理事会了等、:該当なし 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み;議会において事業推進しま、同意予定;内諾協議は了しているでは、未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 3点 B : 2点 C : 1点) 記定)での同意状況 が得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況 での同意状況 こ関する決議が得られている
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提 について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:え a:提出済 b:提出予定 c:え	点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 未設立
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	下 c:未調整
	営農支援体制 緊急性		受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設証	めた営農検討組織など、営農支援 (検 置 - :該当なし
			性が高い について、該当する項目の数により判認 A:2項目 B:1項目 -:該当な (新農業水利システム保全整備事業の地 上記 に、 「米政策改革」による農業の構造改	被害の発生状況から、施設整備の緊急 断。 し 場合) 革の加速化や多様な水田営農の展開に 的な水利用と管理の省力化が図られる 目の数により判断。

チェックリスト判定基準表(経営体育成基盤整備事業・地域水田農業再編緊急整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表(経営体育成基盤整備事業・地域水田農業再編緊急整備事業)

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	АВ	
効率性			単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効		の 農業生産性の 供 維持・向上 確 土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積あたり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果 農に係る走行経費節減効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			1,200以上	1,200未満
	野菜・果樹の 産地形成 受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割 (受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の 積割合(%) = 計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100			濃密生産団地の指定作物の計画作付面
			8.0%以上	8.0%未満
		望ましい農業構造の確立		
			73以上または、 34以上または、 を満たす	60以上73未満または、 20以上34未満
農村の 振興 地域経済への 波及効果 他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年 = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)*(産業) の列和) 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引		効果額(千円/ha·年) 結面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数		
			640以上	640未満

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha·年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		
			16以上	16未満	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態 生態系に配慮した計画について、地	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 調整状況 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 : 8点以上、 B : 5 ~ 7点、 C : 4点以下) : 6点、 B : 4 ~ 5点、 C : 3点以下) : 行っていない : 踏まえていない : 図っていない - : 該当無し	
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域 景観の保全を目的とした維持管理、 整状況 について、評価点(a:3点、b:2) A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合 :4点以下) (4指標のうち2指標が「-」の場合 :4点以下) a:行っている b:検討中 c a:図っている b:検討中 c	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 は、 A : 8点以上、 B : 5 ~ 7点、 C は、 A : 6点、 B : 4 ~ 5点、 C : 3 :行っていない : 踏まえていない	
	関係計画との連携		担い手農地集積高度化促進事業(特の農地流動化のための施策との整合 高生産性優良農業地域対策に基づく られている について、評価点(a:3点、b:2) A:8点以上、B:5~7点、C:4)	広域農業農村整備促進計画に位置づけ 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 A:6点、B:4~5点、C:3点以下) A:3点、B:2点、C:1点) 記込みがある c:図られていない 記込みがある c:図られていない	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	関係機関との協議地元合意		河川管理者との協議(予備)が合意 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達している について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 (2指標のうち1指標が「-」の場合 a:協議了 b:協議中 c a:協議了 b:多くが協議中 c	、道路管理者、漁協等との着工前に重るか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下、 - :該当なし は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 - :該当なし
			事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施でいて、評価点(a:3点、b:2元A:6点、B:4~5点、C:3点以「受益農家の同意」とは3/1時点(海は、日意済み;受益者の大部分の同意をは3/1時点(対して、表に、は3/1時点(想定)。は10意済み;議会において事業推進しまにの言うでは10意子定;内諾協議は了しているができ、「最の同意」とは3/1時点(想定)。には10意子定;内諾協議は了しているができ、方には10意子では10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を1	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況 が得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:3 a:提出済 b:提出予定 c:3	点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法が 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2; A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	下 c : 未調整
	営農支援	(体制	受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設	めた営農検討組織など、営農支援(検 置
	緊急性		国営事業など他の公共事業(かんがい連携をとるため早急に事業を実施する。について、A:該当あり、 -:該当なし	

チェックリスト判定基準表 (農業生産法人等育成緊急整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (農業生産法人等育成緊急整備事業)

	評值	西項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	А	В
効率性			単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有 食料の 農業生産性の				持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			1,200以上	1,200未満
		野菜・果樹の 産地形成	(受益面積当たり)	濃密生産団地の指定作物の計画作付面
			8.0%以上	8.0%未満
		業の 望ましい農業 続的 構造の確立	育成される農業生産法人への農地利別 計画農地利用集積率	用集積
	光 展		75%以上	50%以上、75%未満
	農村の振興	村の 地域経済への 波及効果	受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha・年) 話面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数
			640以上	640未満
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千月 = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			16以上	16未満

	評	西項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	Α	В
事業の実施環境等		生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態 生態系に配慮した計画について、地域	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 整状況 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 : 8点以上、 B : 5 ~ 7点 C : 4点以下) : 6点 B : 4 ~ 5点 C : 3点以下) : 行っていない
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域 景観の保全を目的とした維持管理、 整状況 について、評価点(a:3点、b:2) A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c a:図っている b:検討中 c	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点、B:4~5点、C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない
	関係計画との連携		担い手農地集積高度化促進事業(特 の農地流動化のための施策との整合	広域農業農村整備促進計画に位置づけ 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 A:6点、B:4~5点、C:3点以下) A:3点、B:2点、C:1点) B込みがある c:図られていない B込みがある c:図られていない
施 要 につ A: (2: a		との協議	河川管理者との協議(予備)が合意 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達している について、評価点(a:3点、b:2の A:6点、B:4~5点、C:3点以 (2指標のうち1指標が「-」の場合 a:協議了 b:協議中 c a:協議了 b:多くが協議中 c	:、道路管理者、漁協等との着工前に重るか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下、 - :該当なし は、 A : 3点、 B : 2点、 C : 1点) : 未協議 - :該当なし

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施でいて、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以て受益農家の同意」とは3/1時点(なる:同意済み;受益者の2/3以上の同意とは3/1時点(想会の同意」とは3/1時点(想定)には3/1時点(想定)。に同意済み;議会において事業推進した。同意予定;内諾協議は了しているが、方法によりに表しているが、方法によりに表して、表には、方法によいであるが、表には、方法によいであるが、表には、方法によいるが、方法によいるが、方法によいない。	他に対する関係市町村の議会の同意点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況が得られているが得られている「意向」同意は得られているでの同意状況
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:え a:提出済 b:提出予定 c:え	点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 未設立
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法が 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 c a:合意済 b:調整中 c	下 c : 未調整
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設置	\
	緊急性		国営事業など他の公共事業(かんがい) 連携をとるため早急に事業を実施する。 について、 A:該当あり、 - :該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (農地集積加速化基盤整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (農地集積加速化基盤整備事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性			を図る計画となっている。 断。	
有 食料の 農業生産性の 効 安定供 維持・向上 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 性 給の確 保				持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			1,200以上	1,200未満
		野菜・果樹の 産地形成	(受益面積当たり)	
			8.0%以上	8.0%未満
		の 望ましい農業的 構造の確立		事業の受益面積に占める、担い手の経 とめる集積団地要件を満たす農用地面積
			66.5%以上	42%以上66.5%未満
	農 村 の 振興	長村の 地域経済への 波及効果	他産業への経済波及効果額(受益面 受益面積当たり他産業への経済波及 = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益 の列和) 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益	効果額(千円/ha•年) 益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数
			640以上	640未満

	評価項目		評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
	多面的 機能の 発揮	環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha·年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		
			16以上	16未満	
事業 境への配慮の配慮の配慮の関連を関係を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を		域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 調整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下 :8点以上、B:5~7点、C:4点以下)			
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 : 8点以上、 B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない : 図っていない - : 該当無し	
	関係計画との連携		担い手農地集積高度化促進事業(特等の面的集積のための施策との整合を高生産性優良農業地域対策に基づくられているについて、評価点(a:3点、b:2,A:8点以上、B:5~7点、C:4,	広域農業農村整備促進計画に位置づけ 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 A:6点、B:4~5点、C:3点以下) A:3点、B:2点、C:1点) 記込みがある c:図られていない 記込みがある c:図られていない	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	関係機関との協議地元合意		河川管理者との協議(予備)が合意 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達している について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 (2指標のうち1指標が「-」の場合 a:協議了 b:協議中 c a:協議了 b:多くが協議中 c	、道路管理者、漁協等との着工前に重るか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下、 - :該当なし は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 - :該当なし
			事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施でいて、評価点(a:3点、b:2元A:6点、B:4~5点、C:3点以「受益農家の同意」とは3/1時点(海は、日意済み;受益者の大部分の同意をは3/1時点(対して、表に、は3/1時点(想定)。は10意済み;議会において事業推進しまにの言うでは10意子定;内諾協議は了しているができ、「最の同意」とは3/1時点(想定)。には10意子定;内諾協議は了しているができ、方には10意子では10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を1	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況 が得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:3 a:提出済 b:提出予定 c:3	点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下
	緊急性		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法が 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2; A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	下 c : 未調整
			受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設	めた営農検討組織など、営農支援(検 置
			国営事業など他の公共事業(かんがい連携をとるため早急に事業を実施する。について、A:該当あり、 -:該当なし	

チェックリスト判定基準表 (耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)

	評	西項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	Α	В
効率性			単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有 食 料 の 農業生産性の 効 安 定 供 維持・向上 性 給 の 確 保 保				持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			1,200以上	1,200未満
		野菜・果樹の 産地形成	(受益面積当たり)	濃密生産団地の指定作物の計画作付面
			8.0%以上	8.0%未満
	持続的	業の望ましい農業 続的構造の確立	事業採択時における、担い手の経営等 (受益面積あたり)	等農用地面積の割合
	発展		50%以上	50%未満
	農村の振興	村の 地域経済への 興 波及効果	受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha• 年) 話面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数
			640以上	640未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A B	
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】	
事業の実施環境等	環の配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、c:1点)の合計値により判断。A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)。a:行っている b:検討中 c:符っていない a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない a:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当無し ま調整方 b:調整中 c:未調整 -:該当無し ま調を持情報協議会の意見を踏まえた景観配慮景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C	
	関係計画	[との連携	(4 指標の	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	関係機関との協議地元合意		河川管理者との協議(予備)が合意 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達している について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 (2指標のうち1指標が「-」の場合 a:協議了 b:協議中 c a:協議了 b:多くが協議中 c	、道路管理者、漁協等との着工前に重るか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下、 - :該当なし は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 - :該当なし
			事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施でいて、評価点(a:3点、b:2元A:6点、B:4~5点、C:3点以「受益農家の同意」とは3/1時点(海は、日意済み;受益者の大部分の同意をは3/1時点(対して、表に、は3/1時点(想定)。は10意済み;議会において事業推進しまにの言うでは10意子定;内諾協議は了しているができ、「最の同意」とは3/1時点(想定)。には10意子定;内諾協議は了しているができ、方には10意子では10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を10を1	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況 が得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:3 a:提出済 b:提出予定 c:3	点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下
	緊急性		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法が 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2; A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	下 c : 未調整
			受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設	めた営農検討組織など、営農支援(検 置
			国営事業など他の公共事業(かんがい連携をとるため早急に事業を実施する。について、A:該当あり、 -:該当なし	

チェックリスト判定基準表 (畑地帯総合整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4.農家(受益者)負担の可能性が十分であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・ 排水機場、調整地等を有する地区においては9年、そ の他の地区においては6年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (畑地帯総合整備事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	А	В		
効率性			単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし			
有 食 料 の 農業生産性の 対 安 定 供 維持・向上 性 給 の 確 保				持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営		
			720以上	720未満		
		野菜・果樹の 産地形成	(受益面積当たり)	濃密生産団地の指定作物の計画作付面		
			19%以上	19%未満		
		望ましい農業 持続的 構造の確立 張	担い手への農地利用集積率(%)	面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う		
			33以上 37以上	20以上33未満 10以上37未満		
				農地の確保・ 有効利用		作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント = 計画作付率(%)-現況作付率(%)
			21%以上	21%未満		
	農村の振興	地域経済への波及効果	他産業への経済波及効果額(受益面減受益面積当たり他産業への経済波及数 = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益の列和) 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益	効果額(千円/ha・年) 結面積(ha)* (産業連関表の逆行列係数		
			900以上	900未満		

	評価項目		評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha·年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		
			180以上	180未満	
	環境への配慮	生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態	域住民の参加や地域住民との合意形成能を十分に発揮するための維持管理、 と状況 (1) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域信 景観の保全を目的とした維持管理、 整状況 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A: a:行っている b:検討中 c: a:踏まえている b:検討中 c: a:図っている b:検討中	主民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない	
高生産性優良農業地域 について、評価点(a: A:6点、B:4~5点、 a:図られている b		都道府県や市町村が策定する振興計画 高生産性優良農業地域対策に基づく位 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 a:図られている b:図られる見 a:図られている b:図られる見	公域農業農村整備促進計画との整合性 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 込みがある c : 図られていない		
	関係機関との協議		河川管理者との協議(予備)が合意に施設所有者、文化財管理者等関係者、要な協議(予備)が合意に達しているについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(2指標のうち1指標が「-」の場合にa:協議了 b:協議中 c:3	、道路管理者、漁協等との着工前に重 るか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 F、 - :該当なし は、 A : 3点、 B : 2点、 C : 1点) 未協議 - :該当なし	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施でいて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下受益農家の同意」とは3/1時点(想a:同意済み;受益者の2/3以上の同意と:未同意 ;土地改良区理事会了等、「議会の同意」とは3/1時点(想定)a:同意済み;議会において事業推進しまに同意予定;内諾協議は了しているなて:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 に)での同意状況が得られているが得られている「意向」同意は得られているでの同意状況
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:え a:提出済 b:提出予定 c:え	点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 未設立
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか施設の予定管理者と維持管理の方法が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2gA:6点、B:4~5点、C:3点以a:得られている b:調整中a:合意済 b:調整中	下 c:未調整
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設覧	めた営農検討組織など、営農支援(検 置
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との 老朽化等による施設機能低下や農業 性が高い について、該当する項目の数により判験 A:2項目、B:1項目、-:該当なり	被害の発生状況から、施設整備の緊急 断。

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域の発展阻害要因が明らかであり、その解消のために本 事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・工法は妥当性のあるものであること。 ・関係法令、基準等に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・計画交通量が農業交通を主としていること。(農道保全対策事業を除く) ・貨幣換算可能な効果については、 総費用総便益比 1.0(農道保全対策事業を除く) ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村の事業費負担金について、同意が確実であること。 ・農家負担を伴う場合は、総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.受益地の設定が適切であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・受益地の設定が農振地域(一般農道整備事業は農振農用地)に指定されていること。 ・受益地の設定が営農流通上一体的に取り扱う範囲であること。
6.環境との調和に配慮していること	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
7.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が広域営農団地農道整備事業においては9年、一般農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農道保全対策事業においては6年を超えないこと。
8.維持管理について同意が 得られていること。	維持管理について予定管理者の合意が得られていること。

チェックリスト判定基準表 (農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

評価項目		(布)百日	評価指標及び判定基準		
			計劃指標及	(分別に基件)	
大	中項目	小項目	A B		
効率性	事業の経	孫性・効率性	と認められる 共同事業化、共同施工等コスト縮減で について、該当する項目の数により判断	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効		農業生産性の 維持・向上	土地生産性及び労働生産性の維持・[地域農業の生産性及び農業経営の維持	寺・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営	
			280以上	280未満	
		野菜・果樹等 の産地形成	(受益面積当たり)	濃密生産団地の指定作物の計画作付面	
			14%以上	14%未満	
		業の 望ましい農業 続的 構造の確立 表	総農家数当たりの認定農業者数(人/	戸) / 関係市町村の総農家数の計(戸)×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
		農業生産基盤の保全・管理	(農道保全対策事業のみ) 農道の安全性が向上する計画となっ 営農通作、流通合理化が図られる計画 農道の周辺環境の美化、生態系保全 について、該当する項目の数により判 A:3項目、B:2項目、-:1項目	画となっている こ資する施設の整備を計画している 断。	
		農村の生活環 境の整備	られている	断。	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	А	В
一般交通等経費節減効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり一般交通等経費節減効果額(千円/ha・年) =一般交通等経費節減効果額の年効果額/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】			効果額(千円/ha•年)	
			41以上	41未満
		地域経済への 波及効果	(農道保全対策事業を除く) 他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及 = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益 の列和) 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益	効果額(千円/ha・年) 結面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数
			470以上	470未満
		都市と農村の 交流	農道の整備と関連付けて、(農道保全対 市町村等において農産物の直売所、 計画している その他 について、該当する項目の数により判 A: 2項目、B:1項目、-:該当な	農業体験施設等の整備や利活用拡大を断。
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千 = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面 【注1;効果項目は年効果額:千円 【注2;景観・環境保全効果を算定	ī積(ha) 】
			0.21以上	0.21未満
	環境への配慮	生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態 生態系に配慮した計画について、地域	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 整状況 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 : 8点以上、 B : 5 ~ 7点 C : 4点以下) : 6点 B : 4 ~ 5点 C : 3点以下) ていない : 踏まえていない : 図っていない - : 該当無し

	評(西項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景智 景観に配慮した計画について、地域(住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 、下 : 8点以上、B:5~7点、C:4点以下) : 6点、B:4~5点、C:3点以下)
	関係計画	iとの連携	高生産性優良農業地域対策に基づくが地場産業の育成及び企業誘致等に関地域のマスタープランに位置づけられ市町村が策定する頑張る地方応援プについて、評価点(a:3点、b:2月A:10点以上、B:7~9点、C:6点以a:図られている b:図られるりa:図られている b:図られるりa:位置づけられている b:位置で:位置付けられていない	ログラムへの本事業の登録の有無 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 (下、 - :該当なし 見込みがある c : 図られていない 見込みがある c : 図られていない
	関係機関との協議		確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者 備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2; A:9点、B:6~8点、C:5点以 (3指標のうち1指標が「-」の場合は、A (3指標のうち2指標が「-」の場合は、A a:協議了 b:協議中 c	、抵当権等)の同意が得られることが 、漁協等との着工前に重要な協議(予 点、c:1点)の合計値により判断。 下、-:該当なし :6点、B:4~5点、C:3点以下) :3点、B:2点、C:1点) :未協議 -:該当なし 込みがある c:未同意 -:該当なし
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施でいて、評価点(a:3点、b:2元A:6点、B:4~5点、C:3点以了(2指標のうち1指標が「-」の場合に受益農家の同意」とは3/1時点(想 a:同意済み;受益者の2/3以上の同意 c:未同意 ;土地改良区理事会了等、-:該当なし 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み; 満会において事業推進しまに可意予定; 内意が得られていない c:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、c:1点)の合計値により判断。 下 は、A:3点、B:2点、C:1点) 想定)での同意状況 が得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	Α	В
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無もしくは市町村の協議会又は地区内各土地 改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出もしくは協議会等の議決の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 -:該当なし a:設立済もしくは議決済み b:設立予定もしくは議決見込み c:未設立もしくは議決見込みなし a:提出済もしくは議決済み b:提出予定もしくは議決見込み c:未提出もしくは議決見込みなし	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか施設の予定管理者と維持管理の方法が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2gA:6点、B:4~5点、C:3点以a:得られている b:調整中a:合意済 b:調整中	下 c :未調整
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との 老朽化等による施設機能低下や農業 性が高い について、該当する項目の数により判認 A:2項目、B:1項目、-:該当な	被害の発生状況から、施設整備の緊急 断。

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (畑地帯開発整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3 . 事業による効果が十分見 込まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4 . 農家負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえるとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (畑地帯開発整備事業)

	評値	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A B	
効率性			単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有 食 料 の 農業生産性の 対 安 定 供 維持・向上 性 給 の 確 保 保 ・ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は				持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			2,200以上	2,200未満
		野菜・果樹の 産地形成	(受益面積当たり)	濃密生産団地の指定作物の計画作付面
			84%以上	84%未満
		業の 続的 構造の確立 展	担い手等への農地利用集積 担い手への農地利用集積率(%) = 事業完了時の担い手等の受益農用地 事業の受益農地面積(ha)×100	面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う
			31以上	31未満
		農地の確保・ 有効利用	作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント = 計画作付率(%)-現況作付率(%)	
			100%以上	100%未満
	農 村 の 振興	地域経済への 波及効果	受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha・年) 結面積(ha)* (産業連関表の逆行列係数
			8,451以上	8,451未満
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千 = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面 【注:効果項目は年効果額:千円】	-
			180以上	180未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В
事業の実施環境等		生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態 生態系に配慮した計画について、地 環境配慮対策工を行った施設等が機 費用負担及びモニタリング体制等の調 について、評価点(a:3点、b:2) A:10点以上、B:7~9点、C:6) (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下 :8点以上、B:5~7点 C:4点以下) :6点 B:4~5点 C:3点以下)
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域 景観の保全を目的とした維持管理、 整状況 について、評価点(a:3点、b:2) A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない
	関係計画	ことの連携	都道府県や市町村が策定する振興計画について、 A:図られている B:図られる見込	
	関係機関との協議		河川管理者との協議(予備)が合意 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達してい について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:協議了 b:協議中 c: a:協議了 b:多くが協議中 c:	f、道路管理者、漁協等との着工前に重るか るか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下、 - :該当なし 未協議 - :該当なし
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実 事業計画の内容や負担金等、事業実 について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 「受益農家の同意」とは3/1時点(a:同意済み;受益者の大部分の同意 b:同意済み;受益者の2/3以上の同意 c:未同意 ;土地改良区理事会了等、 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み;議会において事業推進 b:同意予定;内諾協議は了しているに c:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況 が得られている 気が得られている 、「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提 について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:a a:提出済 b:提出予定 c:a	点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 未設立
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか施設の予定管理者と維持管理の方法が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2gA:6点、B:4~5点、C:3点以a:得られている b:調整中a:合意済 b:調整中	下 c : 未調整
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設5	めた営農検討組織など、営農支援(検 置
	緊急性		国営事業など他の公共事業(かんがい 連携をとるため早急に事業を実施する。 について、 A:該当あり - :該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (地域用水環境整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1 . 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展及び農村地域の発展の観点から本事業を 実施する必要が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること。
4 . 地元負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	事業による費用負担について、地元の同意が得られていること。
5 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (地域用水環境整備事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A B	
効率性	事業の経	済性・効率性	単位当たり事業費が類似条件の近傍 と認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減 について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	断。
効		農業生産性の 維持・向上	地域農業の生産性及び農業経営の維	持・向上による効果 !経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			1,100以上	1,100未満
	農村の振興		常時の安全性の向上、及び高齢者等 安全性の向上が見込まれる 保健性:飲用水の確保、適切な水質 利便性:行政機関、病院等の施設ま 温水等の資源の地域への還元等利便	での時間距離の短縮、通学路等の確保、 性の向上が見込まれる の場の創出等地域環境の向上が見込ま 断
			受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha・年) 結面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数
			5.2以上	5.2未満
		地域用水機能 の増進・水資 源の有効利用 (快適性の向 上)	受益面積当たり地域用水効果額	(ha)
		-	5,500以上	5,500未満
		都市と農村の交流	化、水車や堰などの歴史的遺産やそことでより一層の交流が見込める 都市へのPR活動を積極的に行なって	的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文の他の取り組みがあり、本事業を行ういる(地域の特産物等をふるさと便等生等の地域(農家)としての受け入れ、込める

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	多面的 機能の 発揮	文化財の保全	れていること	
事業の実施環境等	環境の配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を慮した調査・検討の有無環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断A:10点以上、B:7~9点、С:6点以下(4指標のうち1指標が「・」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下(4指標のうち2指標が「・」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)a:行っている b:検討中 c:行っていない a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない a:図っている b:検討中 c:図っていない ・:該当無しa:調整済 b:調整中 c:未調整 ・:該当無し	
景観 景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地球 調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及で整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、E (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4 a:行っている b:検討中 c:踏まえている:踏まえている b:検討中 c:踏まえている:踏まえている b:検討中 c:踏まえている:調整済 b:調整中 c:未調整		観配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 : 8点以上、 B : 5 ~ 7点、 C : 4点以下) : 6点、 B : 4 ~ 5点、 C : 3点以下) : 行っていない : 踏まえていない		
	1 1 1 1 1 1		振興地域整備計画との整合性 地域の開発計画、環境計画、防災計 市町村が策定する頑張る地方応援プ について、評価点(a:3点、b:2; A:8点以上、B:5~7点、C:4; a:図られている b:図られる	ログラムへの本事業の登録の有無 点、 c : 1 点) の合計値により判断。
	関係機関との協議		要な協議(予備)が合意に達している について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 (2指標のうち1指標が「‐」の場合	(、道路管理者、漁協等との着工前に重るか るか 点、c:1点)の合計値により判断。下、-:該当なし は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 -:該当なし

評価項目	評価指標及び判定基準	
大 中項目 小項目	A	В
地元合意	事業計画の内容や負担金等、事業実施事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:25A:6点、B:4~5点、C:3点以「受益農家の同意」とは3/1時点(想a:同意済み;受益者の大部分の同意があ:同意済み;受益者の2/3以上の同意にまに同意 ;土地改良区理事会了等、「議会の同意」とは3/1時点(想定)a:同意済み;議会において事業推進しまには高済み;議会において事業推進しまに表示では、同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況 が得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況 こ関する決議が得られている
事業推進体制	の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出	代会において事業推進に関する決議が る 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 6 点以下 立 出 意
維持管理体制	予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法が 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2g A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	下 c:未調整
緊急性	機能低下、耐用年数経過、維持管理 農業被害や他事業との連携を図るため 歴史的施設として緊急に保存を図るが について、該当する項目の数により判 A:3~2項目、B:1項目、-:該	必要がある。 断。
住民の参加	維持管理について地域住民が参加する 住民が参加した計画づくりが行われる	ている 交流イベントなどの活動により、地域 断。

チェックリスト判定基準表 (農業集落排水資源循環統合補助事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次のいずれかに該当すること。 ・生活雑排水の流入による農業用水の水質悪化が農作物生産に被害を与えており、事業により農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持が図られ、生産性の高い農業の実現に寄与すること。 ・事業実施により、都市に比べ立ち後れた農村の生活環境改善し、活力ある農村社会の形成に寄与すること。 ・事業実施により、農村地域における資源循環の促進が図られること。 ・施設の更新等により上記の効果が発揮し続ける又は向上すること。
2.技術的可能性が確実であること。	地域条件、経済性等を十分考慮し、技術的に実現可能な路 線計画、施設計画及び維持管計画となっていること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	費用便益比 1.0 (機能強化地区において、便益に特段の影響を及ぼさない 地区については対象外。「-」とする。)
4.受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	【一般地区の場合】 次のすべてに該当すること。 ・施設の管理主体、管理方法及び建設事業費に係る受益者負担金がある場合は受益者の同意が得られている。または、当該市町村で負担金徴収条例が定められていること。 ・水洗便所への改造等、家庭内設備の整備について供用開始後、速やかに実施するよう受益者の同意が得られていること。 (資源循環施設を単独で整備する地区は対象外) 【機能強化地区の場合】 受益者負担がある場合は受益者の同意が得られていること。
5.環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。

頂 目

圳 準 定 基

ていること。

6.事業の採択要件を満たし│採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

【一般地区の場合】

次のすべてに該当すること。

- ・主として連続した農業集落の領域であって、社会的、歴史的、 地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活 圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域を対象とし て決定していること。
- ・受益戸数は概ね20戸(北海道、離島、沖縄県及び奄美群島に あっては10戸)以上である。また、汚水処理施設の計画人口が 1,000人を上回る場合は下水道部局との協議を了していること
- ・整備計画において浄化槽との比較や隣接する地区がある場 合の接続等について経済性を含めた検討を行い、受益者の 理解を得た上で処理区の決定を行っていること。
- ・いずれかの指定または規定等がなされていること。 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づき指 定されている地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年 法律第189号)第1条に基づき指定されている地域、水質汚濁 防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項に規定され ている地域、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61 号)第3条第2項に基づき指定されている地域、有明海及びハ 代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律 第120号)第2条に指定されている地域、瀬戸内海環境保全特 別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定されて いる区域又は地方農政局長等が特に認める地区であること。 (村づくり交付金(農業集落排水単独事業)で整備する地区は 対象外)

【資源循環施設を整備する場合】

・汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設であり、 資源循環促進計画と整合が図られていること。

【機能強化地区の場合】

事業費が200万円以上で次のいずれかに該当すること。

- ・維持管理が適切に行われているものであって、供用開始後フ 年以上経過していること。
- ・供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の 水質基準の強化等、集排施設を取り巻く条件または環境の変 化が認められること。

チェックリスト判定基準表(農業集落排水資源循環統合補助事業)

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	А	В
効率性			単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であり、他の処理方式と比較して経済であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効	食料の 農業生産性の 安定供 維持・向上 給の確 保		地域農業の生産性及び農業経営の維	
			150以上	150未満
			 ほ場整備率 	
			都道府県の平均値以上	都道府県平均未満
		の 農業生産基盤 の保全・管理 自然循環機能の維持増進	災害防止効果(農業)(受益面積当た 災害防止効果額(農業)(千円/ha・年 = 作物生産効果+品質向上効果(千円/年) 【注;効果項目は年効果額:千円】	E)
			110以上	110未満
			汚泥・処理水などの循環利用率(%)
		のが形」が自定	100	0
	農 村 の 振興	農村の生活環 境の整備	集落道の舗装や周辺環境配慮施設等のる について A:該当する、-:該当しない	整備による地域環境の向上が見込まれ
	多 機 発揮	環境機能の維 持増進	公共用水域の水質保全により、河川や湖沼の景観が改善される。 河川、湖沼におけるレクリエーションの機会が増加する。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	

	評	西項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	А	В
		生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生生態系に配慮した計画について、地 環境配慮対策工を行った施設等が機 費用負担及びモニタリング体制等の調 について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下 :8点以上、B:5~7点、C:4点以下) :6点、B:4~5点、C:3点以下) :行っていない :踏まえていない
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域 景観の保全を目的とした維持管理、 整状況 について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 : 8点以上、B:5~7点、C:4点以下) : 6点、B:4~5点、C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない
	関係計画との連携		業計画である 市町村が策定する頑張る地方応援プ について、評価点(a:3点、b:2 A:8点以上、B:5~7点、C:4点以 a:位置づけられている b:位置で c:位置づけられていない a:図られている b:図られる見	排水処理施設整備事業との連携した事プログラムへの本事業の登録の有無点、 c : 1点)の合計値により判断。 、下、 - :該当なし づけられる見込みがある
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、 な協議(予備)が合意に達しているか について、 A:協議了 B:協議中 C:未協議	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実 事業計画の内容や負担金等、事業実 について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 (2指標のうち1指標が「-」の場合は、A:3 「受益農家等の同意」とは3/1時点 a:同意済み;受益者全員の同意が得 b:同意予定;受益者全員の同意が得 -:該当なし 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み;議会において事業推進 b:同意予定;内諾協議は了しているに c:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、c:1点)の合計値により判断。 下 3点 B:2点 C:1点) (想定)での同意状況 られている られる見込みである での同意状況 に関する決議が得られている
	維持管理体制		の議決	断
			予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法 い、合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	法及び費用についての打ち合わせを行 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 c : 未調整
			(一般地区の場合) 農業被害や他事業との連携を図るため (機能強化地区の場合) 次のいずれかに該当すること ・施設の機能低下で、破壊等の状況が 要がある ・施設の耐用年数が経過している ・ここ数年の維持管理費が以前と比較 について、 A:該当する、-:該当しない	著しく危険なため、早期に整備する必

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	Α	В
	住民の参	加	草刈り等)及び農村生活環境施設の 集落道の草刈り等)が、地域住民の ・上記の取り組みが施設整備等を契機 集落道の整備等生活環境基盤の整備	として取り組まれる計画がある 計画、活性化施設等農村交流基盤の整 の開催により地域住民が計画策定に関 断

チェックリスト判定基準表 (農村振興総合整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1 . 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、本事業の実施が必要とされていること。
2.技術的可能性が確実であること。	同左
3.事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、 総費用総便益比 1.0であること。 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数、比較案等)からみて、妥当なものとなっていること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5 . 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法(維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制)が定められることが確実であること。

チェックリスト判定基準表 (農村振興総合整備事業)

	評	価項目	評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В	
効率性	事業の紹	の経済性・効率性 単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であ と認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		を図る計画となっている。 断。	
有 食料の 農業生産性の 安 定供 維持・向上 性 給 の 確 保 保 は		持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営			
			280以上	280未満	
		農地の確保・ 有効利用	3 。		
		農村の生活環境の整備	常時の安全性の向上、及び高齢者等 安全性の向上が見込まれる 保健性:飲用水の確保、適切な水質	での時間距離の短縮、通学路等の確保、 性の向上が見込まれる 創出等地域環境の向上が見込まれる 断	
		地域経済への波及効果	受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha•年) 益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係	
			421以上	421未満	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
		都市と農村の 交流	化、水車や堰などの歴史的遺産やそことでより一層の交流が見込めるUIJターンの住民がおり、農業生産や都市へのPR活動を積極的に行なって	的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文の他の取り組みがあり、本事業を行う 中地域活動に参加している いる。(地域の特産物等をふるさと便 学生等の地域(農家)としての受け入 断。
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千月 = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			13以上	13未満
		生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態 生態系に配慮した計画について、地 環境配慮対策工を行った施設等が機 費用負担及びモニタリング体制等の について、B:7~9点、C:6; (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A: (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	域住民の参加や地域住民との合意形成能を十分に発揮するための維持管理、調整状況点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) 6点、B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景々 景観に配慮した計画について、地域(住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 (下 8点以上 B:5~7点 C:4点以下) 6点、B:4~5点 C:3点以下) :行っていない :踏まえていない :図っていない - :該当無し

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	А	В
	関係計画	可との連携	の整合性 市町村が策定する頑張る地方応援プ (「美しい村づくり型」の場合、以下に 関係都道府県や市町村が策定する振 しい村づくりに関する方針が位置づけ について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 (「美しい村づくり型」の場合) A:8点以上、B:5~7点、C:4	こついても判断) 興計画や農業振興地域整備計画等に美 られている 点、c:1点)の合計値により判断。 下 点以下 記込みがある c:図られていない 定がある c:登録されていない
	関係機関	書との協議	確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達してい について、評価点(a:3点、b:2 A:9点、B:6~8点、C:5点以	、抵当権等)の同意が得られることが 、道路管理者、漁協等との着工前に重 るか 点、c:1点)の合計値により判断。 下、-:該当なし A:6点、B:4~5点、C:3点以下) A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 -:該当なし :未協議 -:該当なし
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実 事業計画の内容や負担金等、事業実 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 「受益農家の同意」とは3/1時点(想 a:同意済み;受益者の大部分の同意 b:同意済み;受益者の2/3以上の同意 c:未同意 ;土地改良区理事会了等 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み;議会において事業推進 b:同意予定;内諾協議は了している c:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、c:1点)の合計値により判断。 下 限定)での同意状況 が得られている 気が得られている 、「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている が、議会決議は未了

	評値	西項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В
	事業推進体制		議決 事業推進協議会等から着工要望の提 地域づくり活動を行なう地域づくり PO等)が設立されているまたは設 事業の計画段階において男女の意見 議会等に女性を集落の代表として参 組みが行われている について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6 a:設立済 b:設立予定 c: a:提出済 b:提出予定 c:	活動員の養成やボランティア団体(N立される見込みであることが平等に反映されるよう、事業推進協加させるなど、男女共同参画への取り点、c:1点)の合計値により判断。 点以下 未設立 未提出
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理 農業被害や他事業との連携を図るた について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	断。
	地域の状	況	条件が調うことが確実な地域である	になる等、効率的な農業生産に関する 、農林漁業活動条件の改善が図られる 断。
	住民の参加		草刈り等)及び農村生活環境施設の 集落道の草刈り等)が、地域住民の ・上記の取り組みが施設整備等を契機 ・整備された施設を活用し、ビオトー を活用した生涯学習等が行なわれる	として取り組まれる計画がある プ利用した環境教育、伝統的水利施設 計画となっている プによる住民点検、整備手法の検討等 る取り組みが図られている 断。

チェックリスト判定基準表 (村づくり交付金)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・地方公共団体が策定する農村振興基本計画と整合を図り、 地域の創造力を活かした村づくり計画において、本事業の実施が必要とされていること。 ・地域が抱える課題等に対して、本事業の活用によって、目指すべき将来像が明確かつ具体的であること。 ・目標の実現と事業計画の内容が合致していること。
2.目標の評価指標が適切に設定されていること。	事業の目標及びその達成状況を評価する指標が数値等で示され、アウトカム指向であるとともに、事業内容に合致し、 客観的かつ事業実施前後における測定・比較が可能であること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0 であること。その他の効果については、定量的表現又は定性的表現により、効用が明らかであること。
4 . 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと。・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法(維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制)が定められることが確実であること。

チェックリスト判定基準表 (村づくり交付金)

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	АВ	
効率性	事業の経	済性・効率性	単位当たり事業費が類似条件の近傍 と認められる 共同事業化、共同施工等コスト縮減 について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	断。
効		農業生産性の 維持・向上	地域農業の生産性及び農業経営の維	持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			280以上	280未満
	農業の 農地の確保・ 耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生等により適正 持続的 有効利用 基盤整備の実施により耕作放棄地を未然に防止し、優良農地 について該当する項目の数により判断 A:2項目、 B:1項目、 -:該当なし		未然に防止し、優良農地の確保を行う。	
農村の 振興 境の整備 農村の安定条件の向上に関して、 安全性:災害時の避難地、避難路の確保、火災時の 常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の 安全性の向上が見込まれる 保健性:飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の 利便性:行政機関、病院等の施設までの時間距離の知 温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込ま 快適性:集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境について、該当する項目の数により判断。 A:4~3項目、B:2~1項目、-:該当なし		の通用の安全の確保、防災等日常時の の確保、排水性の向上が見込まれる での時間距離の短縮、通学路等の確保、 性の向上が見込まれる 創出等地域環境の向上が見込まれる 断。		

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В
		地域経済への 波及効果	の 他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha·年) = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係 数の列和) 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
都市と農村の 交流 都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、 化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り ことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動 都市へのPR活動を積極的に行なっている。(地 等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地 れ、その他の広報活動) について、該当する項目の数により判断。 A:3~2項目、B:1項目、-:該当なし		的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文の他の取り組みがあり、本事業を行うや地域活動に参加しているにいる。(地域の特産物等をふるさと便学生等の地域(農家)としての受け入断。		
		環境機能の維持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha·年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 8.2以上	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	Α	В
_	環境への配慮	生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生生態系に配慮した計画について、地 環境配慮対策工を行った施設等が機 費用負担及びモニタリング体制等の について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A: a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c a:図っている b:検討中 c	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 調整状況 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 : 8点以上 B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域 景観の保全を目的とした維持管理、 整状況 について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A: a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c a:図っている b:検討中 c	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない
	関係計画との連携		本事業により整備される施設等の位地域再生法に基づく地域再生基本方く目的別・機能別交付金の総合的なたはAの判定を受けている市町村が策定する頑張る地方応援プについて、評価点(a:3点、b:2A:7点以上、B:5~6点、C:4a:位置づけられているb:位置づけられる:受けている b:受ける見込み	針に規定された「地域再生計画に基づま施」に係る事前の評価においてSまログラムへの本事業の登録の有無点、c:1点)の合計値により判断。点以下 -:該当なしなり、

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В
	関係機関との協議地元合意		確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達してい について、評価点(a:3点、b:2 A:9点、B:6~8点、C:5点以	、抵当権等)の同意が得られることが 、道路管理者、漁協等との着工前に重 るか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下、 - :該当なし A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下) A: 3点、B: 2点、C: 1点) : 未協議 - :該当なし : 未協議 - :該当なし
			事業計画の内容や負担金等、事業実 事業計画の内容や負担金等、事業実 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 「受益農家の同意」とは3/1時点(想 a:同意済み;受益者の2/3以上の同意 b:同意済み;受益者の2/3以上の同意 c:未同意 ;土地改良区理事会了等 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み;議会において事業推進 b:同意予定;内諾協議は了している c:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、c:1点)の合計値により判断。 下 限定)での同意状況 が得られている 気が得られている 、「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている が、議会決議は未了

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В
	事業推進	[体制	議決 事業推進協議会等から着工要望の提 地域づくり活動を行なう地域づくり PO等)が設立されているまたは設立 事業の計画段階において男女の意見 議会等に女性を集落の代表としてり組みが行われている について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A a:設立済 b:設立予定 c:未設 a:提出済 b:提出予定 c:未提 a:設立済 b:設立予定 c:未提	活動員の養成やボランティア団体(N) される見込みであることが平等に反映されるよう、事業推進協参加させるなど、男女共同参画への取点、 c:1点)の合計値により判断。点以下:8点以上、B:5~7点 C:3点以下)立
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理 農業被害や他事業との連携を図るた について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	断。
	地域の状	況		· · · ·

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В
	住民の参	∳ 力口	草刈り等)、及び農村生活環境施設の 集落道の草刈り等)が、地域住民の ・上記の取り組みが施設整備等を契機 ・整備された施設を活用し、環境教育 ている	として取り組まれる計画がある 、生涯学習等が行なわれる計画となっ による整備手法の検討等により地域住 図られていること 断。

農業集落排水単独事業の場合は、農業集落排水資源循環統合補助事業のチェックリストを使用する。 評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表 (田園整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・独特な農業開発の歴史、農村伝統文化、農村景観等を有する地域であること。 ・地域の農村伝統文化・景観等の保全が地域住民、都市住民双方にとって必要であること。 ・地域の農村伝統文化・景観等を活用した地域活性化の取組みが必要とされていること。
2.技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0 (貨幣換算可能な効果がある場合のみ) ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数等)からみて、妥当なものとなっていること。
4. 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 ・土地改良法に基づく事業にあっては、総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 (農家負担がある場合のみ)
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準 の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により整備される施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備される施設の維持管理方法(維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則,日常管理の住民の協力体制)が定められることが確実であること。

チェックリスト判定基準表(田園整備事業)

	評化	西項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	Α	В	
効率性	事業の紹	孫性・効率性	単位当たり事業費が類似条件の近傍 と認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減 について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	断。	
効		農業生産性の 維持・向上	地域農業の生産性及び農業経営の維	持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営	
			田園空間整備事業;5.7以上 田園交流基盤整備事業;120以上	田園空間整備事業;5.7未満 田園交流基盤整備事業;120未満	
	農業の 持続的 発展	農地の確保・ 有効利用	#/fix無地もしくは耕作放棄されうる農地を植生等により適正に管理する 基盤整備の実施により耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行う について該当する項目の数により判断。 A:2項目、 B:1項目、 -:該当なし 環 農村の安定条件の向上に関して、 安全性:災害時の避難地、・避難路の確保、火災時の防火用水等の確非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日の安全性の向上が見込まれる 保健性:飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれ 利便性:行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる 快適性:集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれ について、該当する項目の数により判断。 A:4~3項目、B:2~1項目、-:該当なし		
	農村の振興	農村の生活環 境の整備			
	地域経済への 波及効果 他産業への経済波及効果額(農地面積当たり) 農地面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) = 農業生産増加粗収益額(千円)/農地面積(ha)*(産業連関制 数の列和) 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引		効果額(千円/ha・年) 地面積(ha)*(産業連関表の逆行列係		
			田園空間整備事業;26以上 田園交流基盤整備事業;510以上	田園空間整備事業;26未満 田園交流基盤整備事業;510未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
		経済性の向上	一般交通等経費節減効果額(農地面 農地面積当たり一般交通等経費節減 = 一般交通等経費節減効果額の年効果 【注;効果項目は年効果額:千円】 田園空間整備事業;6.1以上	効果額(千円/ha•年) 額/農地面積(ha) 田園空間整備事業;6.1未満
			田園交流基盤整備事業;140以上	
都市と農村の 交流 都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現に関して、 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなど 化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本 ことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している 都市へのPR活動を積極的に行なっている。(地域の特産物等を 等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)とし れ、その他の広報活動) (田園交流基盤整備事業の場合) 都市部から当該農村地域への主要アクセス道整備されている、 備する計画である。 交流が疎であった集落間を結ぶ連絡道が本事業により整備され について、該当する項目の数により判断。 A:3~2項目、B:1項目、-:該当なし (田園交流基盤整備事業の場合) ~ の小項目について、該当する項目の数により判断。 A:5~4項目、B:3~1項目、-:該当なし		的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文の他の取り組みがあり、本事業を行う 中地域活動に参加している にいる。(地域の特産物等をふるさと便学生等の地域(農家)としての受け入 クセス道整備されている、もしくは整道が本事業により整備される 断。 当なし 目の数により判断。		
		ついて地域で話し合い (行政・住民合断。		
		環境機能の維持・増進	環境関連効果額(農地面積当たり) 農地面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) = (景観・環境保全効果)(千円)/農地面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			8.8以上	8.8未満

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
		文化の伝承	有形文化財の保全 無形文化財の保全 有形文化財の活用 無形文化財の活用 について、 該当する項目の数により半 A:4~3項目、B:2~1項目、-	
_	環の配慮	生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生生生態系に配慮した計画について、地環境配慮対策工を行った施設等が機費用負担及びモニタリング体制等の調について、評価点(a:3点、b:2.A:10点以上、B:7~9点、C:6.(4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A: 電:図っている。b:検討中、ca: 図っている。b:検討中、ca: 調整済。b:調整中、C	域住民の参加や地域住民との合意形成能を十分に発揮するための維持管理、整状況点、 c : 1点)の合計値により判断。点以下

評価項目		西項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	関係計画との連携		の整合性 共通の農業文化を有する複数市町村 ること 計画内容が、田園整備構想と整合し 県が適切に関与し、各市町村の調整 いること 市町村が策定する頑張る地方応援プ	を図り、事業を推進する計画となって ログラムへの本事業の登録の有無 田園空間整備事業と実施内容が調整さ 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 7 点以下 6以上、 B : 15~11点、 C : 10点以下) 込みがある c : 図られていない 込みがある c : 図られていない このがある c : 図られていない
	関係機関との協議		要な協議(予備)が合意に達してい について、評価点(a:3点、b:2 A:9点、B:6~8点、C:5点以	から同意が得られているか 、道路管理者、漁協等との着工前に重 るか 点、c:1点)の合計値により判断。 下、-:該当なし は、A:6点、B:4~5点、C:3 は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 -:該当なし :未協議 -:該当なし
	地元合意		業実施に対する合意形成が図られて	や負担金等について理解を得ており、 ている。 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 Aみがある c : 図られていない

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	Α	В
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:未設 a:提出済 b:提出予定 c:未提	点、c:1点)の合計値により判断。 下 立
	維持管理	2体制	予定管理者が決定されているか 維持管理方法と費用負担に関する予 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	点、c : 1点)の合計値により判断。 下 c :未調整
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理 農業被害や他事業との連携を図るた について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	断。
	地域の状	況	に位置づけられ、5年以内にほ場整 農業生産に関する条件が調うことが	、農林漁業活動条件の改善が図られて 断。
	住民の参加		草刈り等)及び農村生活環境施設の 集落道の草刈り等)が、地域住民の ・上記の取り組みが施設整備等を契機 集落道の整備等生活環境基盤の整備 備計画の策定に際し、集落懇談会等 与する取り組みが図られている 次のいずれかに該当すること ・地域外交流を目的としたイベントが	として取り組まれる計画がある 計画、活性化施設等農村交流基盤の整 の開催により地域住民が計画策定に関 開催されている(姉妹都市交流も含む) を定期的に行い、高齢者の生きがいと が多数存在する 組織が存在する 断。

チェックリスト判定基準表 (中山間地域総合整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 の 基 準
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・地域農業の阻害要因について、その解消のために本事業を実施する必要性が明らかに認められている。 ・生活環境の整備が立ち後れている地域である(生産基盤型を除く。)。 ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施工が技 術的に可能であること。
3 . 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0 であること。その他の効果については、定量的表現又は定性的表現により効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数等)からみて、妥当なものとなっている。
4 . 農家(受益者)負担の可能性が十分であること。 (公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 ・農家、市町村の事業費負担額等について、同意が確実 である。
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、 景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が集落型においては6年、広域連携型においては7年を超えないこと。
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目のすべてに適合すること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される交流施設等の管理運営に関し、管理規程または、管理規程(案)が設けられている、又は設けられることが確実であること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

チェックリスト判定基準表 (中山間地域総合整備事業)

	評化	西項目	評価指標及び判定基準	
大	中頭目	小項目	А	В
効率性				
効		農業生産性の 維持・向上	地域農業の生産性及び農業経営の維	持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			400以上	400未満
農業の 農地の確保・ 耕作放棄率(%) 持続的 有効利用				
	発展	13743 37.13	13以上	13未満
	農村の生活環境の整備		常時の安全性の向上、及び高齢者等 安全性の向上が見込まれる 保健性:飲用水の確保、適切な水質	での時間距離の短縮、通学路等の確保、 の向上が見込まれる 創出等地域環境の向上が見込まれる 断。
		地域経済への波及効果	受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha•年) 益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係
			600以上	600未満

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中頭目	小項目	Α	В	
		都市と農村の 交流	都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現に関して、 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文 化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行う ことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している 都市へのPR活動を積極的に行なっている。(地域の特産物等をふるさと便 等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入 れ、その他の広報活動) について、該当する項目の数により判断。 A:3~2項目、B:1項目、-:該当なし		
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合 同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
		環境機能の維 持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha·年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		
			22以上	22未満	
_	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:5~7点、C:4点以下)(4注解析のうち2指統の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の		

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中頭目	小項目	А	В	
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない : 図っていない -:該当無し	
関係計画との連携		 	の整合性 市町村が策定する頑張る地方応援プ について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:図られている b:図られる見	点、 c : 1点)の合計値により判断。 、下	
関係機関との協議		割との協議	確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達してい について、評価点(a:3点、b:2 A:9点、B:6~8点、C:5点以	新、抵当権等)の同意が得られることが 新、道路管理者、漁協等との着工前に重 あか 点、 c : 1点)の合計値により判断。 、下、 - :該当なし A:6点、B:4~5点、C:3点以下) A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 - :該当なし :未協議 - :該当なし	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中頭目	小項目	А	В
	事業推進体制維持管理体制		事業計画の内容や負担金等、事業実 事業計画の内容や負担金等、事業実 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 「受益農家の同意」とは3/1時点(a:同意済み;受益者の大部分の同意 b:同意済み;受益者の大部分の同意 c:未同意 ;土地改良区理事会了等 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み;議会において事業推進 b:同意予定;内諾協議は了しているに c:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 2 点、c:1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況 が得られている 気が得られている 、「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている が、議会決議は未了
			事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:未設 a:提出済 b:提出予定 c:未提	点、c:1点)の合計値により判断。 下 立
			予定管理者の合意が得られているか 維持管理方法と費用負担に関する予 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	定管理者との合意があるか 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 c :未調整
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理 農業被害や他事業との連携を図るた について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	断。

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準	
大	中頭目	小項目	А	В
	地域の状況		次のいずれかに該当すること。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15~29歳の人口比率が15%以下。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上。 次のいずれかに該当すること。 ・災害時の安全性に問題がある。(避難地がない。消防車等の通行に支障がある、等) ・防犯上の安全性に問題がある。(街路灯がない等) ・交通安全上問題がある。(転落の危険性があるについて、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
	住民の参加		次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理(樋門等の管理、農業用用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等)及び農村生活環境施設の維持管理(集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等)が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある。 集落道の整備等生活環境基盤の整備計画、活性化施設等農村交流基盤の整備計画の策定に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られている。 次のいずれかに該当すること。 ・地域外交流を目的としたイベントが開催されている(姉妹都市交流も含む)・地域の高齢者と都市の若者との交流を定期的に行い、高齢者の生きがいとなっている ・地域内に住民参加の趣味サークル等が多数存在する ・農業以外の職種の人との交流の推進組織が存在する について、該当する項目の数により判断。 A:3~2項目、B:1項目、-:該当なし	

チェックリスト判定基準表 (農地環境整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 の 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・地域農業の阻害要因についてその解消のために本事業を実施する必要性が認められている。 ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施工が技 術的に可能であること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0 であること。その他の効果については、定量的表現又は定性的表現により効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画(利用内容、利用人数等)からみて、妥当なものとなっている。
4 . 農家(受益者)負担の可能性が十分であること。 (公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 (生産基盤がある場合) ・農家、市町村の事業費負担額等に ついて、同意が確実である。
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7.維持管理について同意が 得られていること。	次の項目のすべてに適合すること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

チェックリスト判定基準表(農地環境整備事業)

	評化	西項目	評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	中頭	小項目	А	В	
効率性				を図る計画となっている。 断。	
効	有 食料の 農業生産性の 効 安定供 維持・向上 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 性 給の確 保 に係る走行経費節減効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営		
			930以上	930未満	
農業の 持続的 発展		を促進することで耕作放棄地を未然に 断。			
			13以上	13未満	
	農村の振興	地域経済への 波及効果	受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha•年) 益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係	
			790以上	790未満	
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関す 農地の遊休化や耕作放棄化の問題に 同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	ついて地域で話し合い (行政・住民合断。	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中頭目	小項目	Α	В
		環境機能の維持・増進	環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千 = (景観・環境保全効果)(千円)/受益値 【注;効果項目は年効果額:千円】	-
			22以上	22未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生生態系に配慮した計画について、地 環境配慮対策工を行った施設等の 費用負担及びモニタリング体制等の について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6 (4指標のうち1指標が「-」の場合は A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は C: a:行っている b:検討中 c a:図っている b:検討中 c	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域 景観の保全を目的とした維持管理、 整状況 について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A: (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A: a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c a:図っている b:検討中 c	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 : 8点以上、B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない
	関係計画	国との連携		点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 見込みがある c : 図られていない

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中則	小項目	A	В
	関係機関との協議		確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者 要な協議(予備)が合意に達してい について、評価点(a:3点、b:2) A:9点、B:6~8点、C:5点以	 、抵当権等)の同意が得られることが 、道路管理者、漁協等との着工前に重るか点、c:1点)の合計値により判断。 下、-:該当なし、A:6点、B:4~5点、C:3点)は、A:3点、B:2点、C:1点)は、A:3点、B:2点、C:1点):未協議 -:該当なし :未協議 -:該当なし
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実 事業計画の内容や負担金等、事業実 について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 「受益農家の同意」とは3/1時点(a:同意済み;受益者の大部分の同意 b:同意済み;受益者の大部分の同意 c:未同意 ;土地改良区理事会了等、 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み;議会において事業推進 b:同意予定;内諾協議は了しているに c:未同意 ;同意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 想定)での同意状況 が得られている 気が得られている 、「意向」同意は得られている での同意状況 に関する決議が得られている
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 事業推進協議会等から着工要望の提 について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:未設 a:提出済 b:提出予定 c:未提	ニ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 維持管理方法と費用負担に関する予 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 c :未調整

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中期	小項目	Α	В
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理 農業被害や他事業との連携を図るた について該当する項目の数により判断 A:2項目、B:1項目、-:該当な	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	地域の状況		次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15~29歳の人口比率が15%以下。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上。 A:該当あり、-:該当なし	
	住民の参加			、農業用用排水路の土砂上げ等、農道の の維持管理(集落排水路の土砂上げ等、 参加により継続的に実施されている。 として、取り組まれる計画がある。 業受委託の推進が行なわれている。 よる共同管理が行なわれている。 こにより、他地域との交流を図っている。

チェックリスト判定基準表 (農地防災事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	総費用総便益比 1.0
4.地元負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム新設においては10年、公害防除特別土地改良においては9年、中山間防災及び特定農業用管水路等特別対策においては6年、ため池(一般)・(河川応急)及び保全整備においては5年、その他においては7年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表(農地防災事業)

	評価項目		評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	А	В	
効率性	'		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当なし		
効		農業生産性の 維持・向上	地域農業の生産性及び農業経営の維	持・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営	
			農地保全整備事業 水田主体76以上、畑主体76以上	水田主体76未満、畑主体76未満	
			公害防除特別土地改良事業 水田主体300以上、畑主体300以上	水田主体300未満、畑主体300未満	
			総合(国営付帯)防災事業 水田主体880以上、畑主体230以上	水田主体880未満、畑主体230未満	
			中山間地域総合農地防災事業 水田主体47以上、畑主体33以上	水田主体47未満、畑主体33未満	
		望ましい農業構造の確立	認定農業者の割合(総農家当たり) 総農家数当たりの認定農業者数(人/ =関係市町村の認定農業者数の計(人) 都道府県の平均以上	•	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中頭目	小項目	А	В	
		農業生産基盤の保全・管理		E)	
			防災ダム事業 水田主体290以上、畑主体290以上	水田主体290未満、畑主体290未満	
			ため池等整備事業 水田主体310以上、畑主体410以上	水田主体310未満、畑主体410未満	
			河川応急事業水田主体310以上、畑主体410以上	水田主体310未満、畑主体410未満	
			湛水防除事業 水田主体310以上、畑主体410以上	水田主体310未満、畑主体410未満	
			農地保全整備事業 水田主体380以上、畑主体380以上	水田主体380未満、畑主体380未満	
			水質保全対策事業 水田主体310以上、畑主体410以上	水田主体310未満、畑主体410未満	
			地盤沈下対策事業 水田主体310以上、畑主体410以上	水田主体310未満、畑主体410未満	
			総合(国営付帯)農地防災事業 水田主体150以上、畑主体2,000以上	水田主体150未満、畑主体2,000未満	
			中山間地域総合農地防災事業 水田主体470以上、畑主体320以上	水田主体470未満、畑主体320未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中頭目	小項目	А	В	
		農村の生活環 境の整備	災害防止効果(一般資産+公共資産)(受益面積当たり) 災害防止効果額(一般資産+公共資産)(千円/ha・年) = 災害防止効果(一般関係)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		
			防災ダム事業 150以上	150未満	
			ため池等整備事業 150以上	150未満	
			河川応急事業 150以上	150未満	
			湛水防除事業 150以上	150未満	
			水質保全対策事業 150以上	150未満	
			地盤沈下対策事業 150以上	150未満	
			総合(国営付帯)農地防災事業 330以上	330未満	
			中山間地域総合農地防災事業 240以上	240未満	
		地域経済への波及効果	受益面積当たり他産業への経済波及	効果額(千円/ha•年) 益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係	
			総合(国営付帯)農地防災事業 3,600以上	農地保全整備事業 500未満 公害防除特別土地改良事業 710未満 総合(国営付帯)農地防災事業 3,600未満 中山間地域総合農地防災事業 6.7未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中頭目	小項目	A	В
多面的 環境機能の維 環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】				
			水質保全対策事業 22以上	22以上
			総合(国営付帯)農地防災事業 22以上	22未満
			中山間地域総合農地防災事業 22以上	22未満
	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を想慮した調査・検討の有無環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形が環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下)(4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)。:行っている b:検討中 c:行っていない。:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない。:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない。:図っている b:検討中 c:踏まえていない。:該当無し。:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当無し	
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 : 8点以上、 B:5~7点 C:4点以下) : 6点、 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない : 図っていない - :該当無し

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中頭	小項目	А	В
	関係計画との連携		域振興等総合振興対策に基づく地域 める農業振興地域整備計画、いずれ 事業実施地区が公害防止計画区域、 地域指定がなされていること について、評価点(a:3点、b:2) A:7点、B:4~6点、C:3点以 (3指標のうち1指標が「-」の場合は、 (3指標のうち2指標が「-」の場合は、 a:図られている b:図られる a:図られている b:図られる	広域農業農村整備促進計画、中山間地 別振興アクションプラン、市町村が定 かに位置づけられていること 特殊土壌地域等の各種法令、条例等で 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 A:6点、B:4~5点 C:3点以下)
			河川管理者との協議(予備)が合意施設所有者、文化財管理者等関係者要な協議(予備)が合意に達していたついて、評価点(a:3点、b:2)A:6点、B:4~5点、C:3点以(またはが「-」の場合は、A:a:協議了 b:協議中 c:	、道路管理者、漁協等との着工前に重るか 点、 c : 1 点)の合計値により判断。 下、 - :該当なし 3 点、 B : 2 点、 C : 1 点) 未協議 - :該当なし
	関連事業との調整		事業主体から概略構想(関連事業調 共同事業(事業内容、事業費、アロー について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) a:提出済 b:提出予定 c:未提 a:協議了 b:協議中 c:未協	ケ等)の事前了解 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 (または が「 - 」の場合は、 出 - :該当なし
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実 事業計画の内容や負担金等、事業実 について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 (が「-」の場合、A:3点、B: 「受益農家の同意」とは3/1時点気 a:同意済み;受益者の2/3以上の同意 c:未同意 ; 土地改良区理事会了等 -:該当なし; 地元同意を要しない 「議会の同意」とは3/1時点(想定) a:同意済み; 満会において事業推進 b:同意予定; 内意が得られていない	施に対する関係市町村の議会の同意 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 2点、 C : 1点) 想定)での同意状況 が得られている が得られている 、「意向」同意は得られている での同意状況

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中頭	小項目	А	В
	事業推進体制		事業推進協議会が設立されている。 事業推進協議会等から着工要望の提 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設立済 b:設立予定 c:未設 a:提出済 b:提出予定 c:未提	点、c:1点)の合計値により判断。 下 立
	維持管理体制		予定管理者の同意が得られているか 維持管理方法と費用負担に関する予 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	定管理者との合意があるか 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 c :未調整
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか について、 A:設置済 B:設置予定 C:未設	めた営農検討組織など、営農支援(検 置 -:該当なし
	緊急性		していること	持管理費が以前に比べて飛躍的に増大 い排水事業や道路事業、河川事業等) する必要があること 断。

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表(地すべり対策事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。 (必要性)	農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農 業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが 認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (B/Cが1.0以上)
4. 農家負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	(関連工事) 総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について 受益者の合意を得ていること。
5.地すべり等防止法及び事 業実施要綱等に適合してい ること。	(

チェックリスト判定基準表(地すべり対策事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	Α	В		
効率性	事業の経	経済性・効率性	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化を含めたコスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当なし		と認められる。 共同事業化を含めたコスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。	
効	食料の 安定供 給の確	農業生産性の維 持・向上	保全対象面積のうち農地面積(ha / :	地区)		
	保		25以上	25未満		
	農業の 農業生産基盤 持続的 の保全・管理 発展		事業費に対する農業効果(農地・農業F	用施設・農作物の被害軽減)の割合(%)		
	元成	,	132以上	132未満		
		農村の生活環 境の整備	事業費に対する農業外効果(一般公共 軽減+家屋等の被害軽減)の割合	共施設等の被害軽減+山林・林道の被害		
			61以上	61未満		
			保全対象となる人家戸数(戸/地区)		
			15以上	15未満		
	多面的機能の発揮			ついて地域で話し合い (行政・住民合 断。		

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	大中項目小項目		А	В
事 環境へ 生態系		態系配慮 域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 整状況 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 : 8点以上 B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない : 図っていない - :該当無し		
		観配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 人下 : 8点以上、 B:5~7点 C:4点以下) : 6点 B:4~5点 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない : 図っていない - :該当無し		
		点、 c : 1 点) により判断。		
		点、 c : 1 点) により判断。 該当なし		

評価項目		西項目	評価指標及で	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	野連事業との調整地元合意		事業主体から概略構想(関連事業調制 共同事業(事業内容、事業費、アログ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以T (または が「-」の場合は、A:3 なし) a:提出済 b:提出予定 c:未提出 a:協議了 b:協議中 c:未協計	r等)の事前了解 点、c:1点)の合計値により判断。 F、-:該当なし 3点、B:2点、C:1点、-:該当 出 -:該当なし
			(関連工事の場合) 事業計画の内容や負担金等、事業実施 事業計画の内容や負担金等、事業実施 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以T a:同意済み b:同意予定 c:え a:同意済み b:同意予定 c:え	他に対する関係市町村長の同意 点、c:1点)の合計値により判断。 下 ト同意
			点検等を行う地元組織が設置されてい 行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:設置済 b:設置予定 c:未設置 a:提出済 b:提出予定 c:未提出	点、c:1点)の合計値により判断。 F 置
			管理者(知事)と地元組織の協力体制 維持管理方法に関する地元組織との名 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以T a:得られている b:調整中 の a:合意済 b:調整中 の	合意があるか 気、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 c :未調整
			受益農家、農協、普及センター等を含め 討)体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設置	·

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中頭	小項目	А	В
	緊急性		(防止工事の場合) その他事業との工程調整等により実施時期として緊急性がある 地すべりによる移動状況(観測結果)や現地の変動状況、湧水の状況等か ら判断して、地すべり災害を防止するため緊急に対策が必要であること。 地すべり防止工事基本計画における効果の内容により判断する(家屋、災 害弱者関連施設、学校、病院、国道、県道、鉄道等が含まれているか)。 過去の地すべりや土砂災害等の被害実績(地すべり防止工事基本計画の基 礎資料)や災害復旧事業の実績のうち、重大な農業被害等が含まれること。 について、該当する項目の数により判断。 A:4~3項目、B:2項目、C:1項目、-:該当なし	
	(関連工事の場合) 用排水施設等の整備が計画されていること。 農道の整備や区画整理等が含まれていること。 その他事業との工程調整等により実施時期として緊急性がある について、該当する項目の数により判断。 A:3項目、B:2~1項目、-:該当なし		いること。 施時期として緊急性がある 断。	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (直轄海岸保全施設整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1 . 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低 下等により事業の必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能で あること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	費用便益比 1.0
4.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
5 . 事業の採択要件を満たし ていること。	・海岸保全基本計画に位置づけられていること。 ・海岸法等の規定要件を満足すること。

チェックリスト判定基準表(直轄海岸保全施設整備事業)

	評化	西項目	評価指標及び判定基準 			
大	中項目	小項目	Α	В		
効 率 性	事業の絡	孫性・効率性	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当なし			
	食料の安定供	農業生産性の維 持・向上	保全対象面積のうち農地面積(ha / 	地区)		
	給の確保	-	(侵食対策) 3以上 (高潮対策)38以上	(侵食対策) 3未満 (高潮対策)38未満		
		農業生産基盤の保全・管理				
			926以上	926未満		
		農村の生活環 境の整備	防護面積当たり農業以外施設防護効果 受益面積当たり農業関係施設防護効果(一般・公共)額(千円/ha・年) = 農業関係施設防護効果(一般・公共)額(千円)÷防護面積(ha) *農業関係施設防護効果(一般・公共) = 一般資産防護効果(農業関係) + 公共土木施設防 護効果(農業関係)			
			1,667以上	1,667未満		
			整備海岸延長あたり防護人口 (人/	km)		
			(侵食対策)17以上 (高潮対策)100以上	(侵食対策)17未満 (高潮対策)100未満		
			整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km)			
			(侵食対策)4以上 (高潮対策)62以上	(侵食対策)4未満 (高潮対策)62未満		

	評	価項目	評価指標及で	び判定基準
大	中頭目	小項目	A	В
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関する 農地の遊休化や耕作放棄化の問題にで 同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判題 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	ついて地域で話し合い(行政・住民合断。
事 環境へ		生態系	慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態	或住民の参加や地域住民との合意形成能を十分に発揮するための維持管理、調整状況点、 c : 1点)の合計値により判断。点以下 8点以上 B:5~7点 C:4点以下) 6点 B:4~5点 C:3点以下):行っていない:踏まえていない -:該当無し
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観 景観に配慮した計画について、地域(主民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 8点以上 B:5~7点 C:4点以下) 6点 B:4~5点 C:3点以下) :行っていない : 踏まえていない : 図っていない -:該当無し
耐が につい A: a		 しの連携	関係都道府県や市町村の地域防災計画 耐震設計に基づく計画が策定されてい について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:図られている b:図られる見 a:策定されている b:策定される	Nる 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中期	小項目	А	В	
	関係機関との協議		関係機関との協議 漁協との協議が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし (またはが「-」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) a:協議了 b:協議中 c:表協議 -:該当なし a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 -:該当なし		
	地元合意		事業実施に対する知事の同意状況 事業実施に対する関係市町村長の同意状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 a:同意済 b:同意予定 c:未同意 a:同意済 b:同意予定 c:未同意		
	事業推進体制		事業推進協議会が設立されている。 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 a:設立済 b:設立予定 c:未設立		
	維持管理体制		予定管理者が決定されているか 維持管理方法と費用負担に関する予 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	点、 c : 1点)の合計値により判断。 下 c :未調整	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	頭中	小項目	А	В	
	緊急性		こと。あるいは緊急点検箇所、外洋 帯、軟弱地盤、地震防災対策推進地 ル地帯に該当すること 事業実施を予定する海岸保全施設の ること 他の公共事業(他省庁の海岸事業、 をとるため早急に事業を実施する必 官公署、学校、病院等の公共建物、 国道、県道、鉄道、空港、あるいは	人家、老人ホーム、身障者施設または、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高 条件を備えているか、整備して備え得 断。	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (補助海岸事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1.事業の必要性が明確であること。	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低 下等により事業の必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能で あること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	費用便益比 1.0
4.環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
5.事業の採択要件を満たしていること。	海岸法及び事業実施要綱・要領等の規定要件を満足す ること。

チェックリスト判定基準表 (補助海岸事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	А	В		
効率性	事業の絡	済性・効率性	単位当たり事業費が類似条件の近傍 と認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減 施工順序等を考慮し、効率的に災害 について該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該	を防止する計画となっている。 。		
効		農業生産性の 維持・向上	保全対象面積のうち農地面積(ha / i (侵食対策) 3以上 (高潮対策)38以上	地区) (侵食対策) 3未満 (高潮対策)38未満		
		農業生産基盤の保全・管理				
			926以上	926未満		
	農村の振興	農村の生活環 境の整備	受益面積当たり農業関係施設防護効	果(一般・公共)額(千円/ha・年) 		
			1,667以上 整備海岸延長あたり防護人口 (人//	1,667未満		
			笠桶/学F.些技のにリ別機入口 (人/	NII) ! !		
(侵食対策)17以上 (高潮対策)100以上				(侵食対策)17未満 (高軟策)100未満		
	整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km)					
			(侵食対策)4以上 (高潮対策)62以上	(侵食対策)4未満 (高轍が策)62未満		

	評化	西項目	評価指標及	び判定基準
大	中頭目	小項目	А	В
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関す 農地の遊休化や耕作放棄化の問題に 同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	ついて地域で話し合い(行政・住民合断。
事 環境へ 業 の配慮		域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 調整状況 点、 c : 1点)の合計値により判断。 点以下 : 8点以上、 B:5~7点、 C:4点以下) : 6点、 B:4~5点、 C:3点以下) : 行っていない : 踏まえていない		
		景観	調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景 景観に配慮した計画について、地域	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 : 8点以上、 B : 5 ~ 7点 C : 4点以下) : 6点 B : 4 ~ 5点 C : 3点以下) : 行っていない : 踏まえていない : 図っていない - : 該当無し
	関係計画との連携			いる 点、 c : 1 点) の合計値により判断。

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中頭目	小項目	А	В
	関係機関との協議		漁協との協議が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協 議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし (または が「-」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 -:該当なし	
	事業推進体制 点検等を行う地元組織が設置されている。 行政区から着工要望の提出の有無。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 a:設立済 b:設立予定 c:未設立 a:提出済 b:提出予定 c:未提出			
	維持管理体制		管理者と地元組織の協力体制が決定 維持管理方法に関する地元組織との について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:得られている b:調整中 a:合意済 b:調整中	合意があるか 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 c :未調整
	緊急性		こと。あるいは緊急点検箇所、外洋 帯、軟弱地盤、地震防災対策推進地 ル地帯に該当すること 事業実施を予定する海岸保全施設の ること 他の公共事業(他省庁の海岸事業、 をとるため早急に事業を実施する必 官公署、学校、病院等の公共建物、 国道、県道、鉄道、空港、あるいは	人家、老人ホーム、身障者施設または、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高条件を備えているか、整備して備え得断。

チェックリスト判定基準表(草地畜産基盤整備事業)

【必須事項】

項目	判定基準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	次の条件を満たすこと。 ・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)が策定されている か又は策定されることが確実と見込まれること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されていること。
2 技術的可能性が確実であること。	次の条件を満たすこと。 ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、 都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・ 協力体制が整っていること。
3 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	次の条件を満たすこと。 ・総費用総便益比 1.0(*事業効果指数 1.0)であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費 の割合の低減が見込まれること。
4 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	次の条件を満たすこと。 ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され(見込み含む)その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5 環境との調和に配慮していること。	次の条件を満たすこと。 ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、 環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、 たい肥の土地還元が図られるものとなっていること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	次の条件を満たすこと。 ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと。 ・農用地開発事業実施要綱及び草地開発整備事業実施要領(畜産担い手育成総合整備事業にあっては、同事業実施要綱及び要領)に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (草地畜産基盤整備事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大項目	中項目	小項目	A B		
効率性	事業の	経済性・効	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 「畜舎建築コストガイドライン」及び「たい肥舎等建築コストガイドライン」に則した整備水準であること。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
有効性		農業生産性の維持 ・向上	= (畜産物生産効果+品質向上効果+ 果+営農に係る走行経費節減効果)/ 【注;効果項目は年効果額:千円】	註持・向上による効果 営農経費節減効果 + 維持管理費節減効 ′ 受益頭数(肥育豚換算:頭)	
			6.20以上 (* 6.20以上)	6.20未満 (* 6.20未満)	
	持続的	望ましい 農業構造 の確立	= 事業参加経営体のうちの担い手農家 (公共牧場中核型) 公共牧場利用経営体に占める担い手	R数(戸)/事業参加経営体(戸)×100	
			a 都道府県の平均以上	- 都道府県の平均未満 	
農地の確保・有効利用 担い手農家への飼料生産基盤の集積(作業受益を) 基盤整備の実施により耕作放棄地の発生を未盤の確保を行うこと。 離農跡地・耕作放棄地等の活用が図られることでいて、該当する項目の数により判断。 A:2~3項目、B:1項目、-:該当なして、公共牧場中核型)及びの評価指標について、該当する項目の数に A:2項目、B:1項目、-:該当なし		他の発生を未然に防止し、飼料生産基 が図られること。 川断。 核当なし する項目の数により判断。			
	農村の振興	地域経済 への波及 効果	受益頭数当たり他産業への経済波及 = 農業生産増加粗収益額(千円)/ 連関表の逆行列係数の列和)		
			16.0以上	16.0未満	
機能のの維持・ 発揮 増進 受益頭数当たり環境関連交 (景観・環境保全効果)(【注;効果項目は年効果額: *受益頭数当たり畜産環境整 (電性水準向上効果・水質化		受益頭数当たり環境関連効果額(干 = (景観・環境保全効果)(千円)/ 【注;効果項目は年効果額:千円】 *受益頭数当たり畜産環境整備効果額 = (衛生水準向上効果+水質保全効果) 【注;畜産環境整備効果額を算定していた。 3.60以上	千円/頭・年) 受益頭数(肥育豚換算:頭) (千円/頭・年) (千円)/受益頭数(肥育豚換算:頭)		

	評価項	I	評価指標及	び判定基準
大項目	中項目	小項目	A	В
事業の 実施環境等				:生態系配慮 地域住民の参加や地域住民との合意 が機能を十分に発揮するための維持管 が機能を十分に発揮するための維持管 が機能を十分に発揮するための維持管 が機能を十分に発揮するための維持管 が機能を十分に発揮するための維持管 にの書き状況 に、
		景観	した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた 景観に配慮した計画について、 ⁵ 成	地域住民の参加や地域住民との合意形 里、費用負担、モニタリング体制等の 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下、-:該当なし :行っていない :踏まえていない :図っていない
	関係計画との連携		営の改善目標との整合性が図られて 事業を実施する飼料生産基盤に係 おける農用地区域内であること。 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 a:図られている b:図られる見	系る土地が、農業振興地域整備計画に 点、c:1点)の合計値により判断。 、下
関係機関との協議		割との協議	とが確実であること。 施設所有者、文化財管理者等関係に重要な協議(予備)が合意に達しについて、評価点(a:3点、b:2 A:9点、B:6~8点、C:5点以(3指標のうち1指標が「-」の場合 3点以下) (3指標のうち2指標が「-」の場合 a:協議了 b:協議中 c:未協	有者、抵当権等)の同意が得られるこ 系者、道路管理者、漁協等との着工前 でいること。 点、c:1点)の合計値により判断。 に下、-:該当なし 合は、A:6点、B:4~5点、C: は、A:3点、B:2点、C:1点) の議 -:該当なし 見込みがある c:得られていない

評価項目		目	評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	А	В
事業の 実施環 境等 事業推進体制			市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 事業参加経営体(公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む。)の意向が十分反映された計画となっていること。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下a:得られている。b:得られる見込みがある c:得られていないa:調整済 b:調整中 c:未調整a:計画となっている。b:調整中 c:計画となっていない	
	7-X11-Z-17-101		 行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 a:設立済 b:設立予定 c:未設立 a:明確になっている b:調整中 c:明確になっていない a:得られている b:得られる見込みがある c:得られていない 	
	維持管理支援体制		草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されている こと。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 a:整備済 b:整備予定 c:未整備 a:整備済 b:整備予定 c:未整備	
	緊急性		飼料自給率の向上を図るため、早期に について、 A:該当あり、 - :該当なし	整備事業を実施する必要があること。

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-) (*)「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」(平成19年3月28日付け 18農振第1596号農村振興局長通知)を適用又は準用する事業のうち、当該通知の経過措置を 適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表 (畜産環境総合整備事業)

【必須事項】

項 目	判定基準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	次の条件と満たすこと。 [共通] ・家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の利用の促進が図られること。 ・将来にわたり、畜産主産地として発展が期待される地域であること。 [資源リサイクル型] ・家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムが構築され、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化が図られること。 [草地畜産活性化型] ・公共牧場等が有する緑資源の多面的機能を活用することにより、地域住民等の保健保養等の増進、都市住民との交流拠点の整備が図られ、更に地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化が図られること。
2 技術的可能性が確実であること。	次の条件を満たすこと。 ・地形、地質、気象等を考慮し、無理なく実現可能な施設配置計画となっていること。 ・草地開発整備事業計画設計基準及び堆肥化施設設計マニュアル等に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・受益者の技術に適合した計画であり、施設等を管理運営する上で、過度な作業・知識等が要求されないこと。 ・施設・機械等の規模決定根拠が適切であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること。
3 事業による効率が十分見 込まれること。 (効率性)	次の条件を満たすこと。 [共通] ・総費用総便益比 1.0 (*事業効果指数 1.0)であること。 [資源リサイクル型] ・家畜排せつ物法の管理基準を遵守し、経営の安定化が図られること。 [草地畜産活性化型] ・地域の活性化が図られることが見込まれること。
4 受益者負担の可能性が十 分であること。 (公平性)	次の条件を満たすこと。 ・受益者負担額が明示され、その負担能力からみて過大とならないこと。 ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され(見込み含む)その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5 環境との調和に配慮していること。	当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、 環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること。
6 事業の採択要件を満たし ていること。	次の条件を満たすこと。 ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと。 ・畜産環境総合整備事業実施要綱及び畜産環境総合整備事業実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (畜産環境総合整備事業)

評価項目		目	評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経済性・効 率性		あると認められること。	川断 。
安定供)農業生産 は性の維持 ・向上		詩・向上による効果 営農経費節減効果 + 維持管理費節減効	
			15.0以上 (* 15.0以上)	15.0未満 (* 15.0未満)
		自 然 循 環機 能 の 維持増進	[資源リサイクル型] 草地等の造成整備と家畜排せつ物処理施設整備を一体的に実施し、造成整備された草地等にたい肥が還元されること。 耕種農家を含めた地域のたい肥利用体制が整備されること。 周辺地域の生活環境に配慮した整備が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A:2~3項目、B:1項目、-:該当なし (環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合であって、かつ草地等の造成整備を実施しない場合) 及びの評価指標について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
	農村の 振興	農村の生 活環境の 整備		川断 。
		都市と農村の交流	化が図られること。	
		環境機能の維持・増進	受益頭数当たり環境関連効果額(千 = (景観・環境保全効果)(千円)/ 【注;効果項目は年効果額:千円】 *受益頭数当たり畜産環境整備効果額(-円/頭・年) 受益頭数(肥育豚換算:頭) (千円/頭・年))(千円)/受益頭数(肥育豚換算:頭)
			41.0以上 (* 41.0以上)	41.0未満 (* 41.0未満)

評価項目		目	評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	В
事実境等	環境への配慮	生態系	を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた 生態系に配慮した計画について、 形成	地域住民の参加や地域住民との合意 が機能を十分に発揮するための維持管 等の調整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下、-:該当なし :行っていない :踏まえていない
		景観	した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた 景観に配慮した計画について、対 成 景観の保全を目的とした維持管理 調整状況 について、評価点(a:3点、b:2 A:10点以上、B:7~9点、C:6 a:行っている b:検討中 c a:踏まえている b:検討中 c	地域住民の参加や地域住民との合意形 里、費用負担、モニタリング体制等の 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下、-:該当なし :行っていない :踏まえていない :図っていない
関係機関との協議		 画との連携	おける農用地区域内であること。 環境関連法令、条例による規制に について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 (環境負荷脆弱地域において事業を 場合は、A:3点、B:2点、C:1	系る土地が、農業振興地域整備計画に 適合していること。 点、c:1点)の合計値により判断。 に下 実施する場合で、 の指標が「-」の 点) で編入の見込みがある c:編入手続
		割との協議	とが確実であること。 施設所有者、文化財管理者等関係に重要な協議(予備)が合意に達した 施設建設予定地の農地転用等法令について、評価点(a:3点、b:2 A:10点、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「-」の場合 5点以下) (4指標のうち2指標が「-」の場合 3点以下) (4指標のうち3指標が「-」の場合 a:協議了 b:協議中 c:未協	有者、抵当権等)の同意が得られるこ 系者、道路管理者、漁協等との着工前 でいること。 に基づく協議を終了していること。 点、c:1点)の合計値により判断。 は、c:1点)の合計値により判断。 は、A:9点、B:6~8点、C: 合は、A:9点、B:4~5点、C: は、A:3点、B:2点、C:1点) 記議 -:該当なし 記込みがある c:得られていない ::過半が未協議 -:該当なし

評価項目		=	評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	АВ	
事業環境等			市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 事業参加経営体(公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む。)の意向が十分反映された計画となっていること。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 a:得られている b:得られる見込みがある c:得られていない a:調整済 b:調整中 c:未調整 a:計画となっている b:調整中 c:計画となっていない	
			事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されていること。 行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 a:設立済 b:設立予定 c:未設立 a:明確になっている b:調整中 c:明確になっていない a:得られている b:得られる見込みがある c:得られていない	
			草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されている こと。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 a:整備済 b:整備予定 c:未整備 a:整備済 b:整備予定 c:未整備	
	緊急性		[資源リサイクル型] 畜産環境問題が発生又は発生の恐れがあるため、早期に整備事業を実施する必要があること。 について、 A:該当あり、-:該当なし [草地畜産活性化型] 飼料自給率の向上を図るため、早期に整備事業を実施する必要があること。 について、 A:該当あり、-:該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-) (*)「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」(平成19年3月28日付け 18農振第1596号農村振興局長通知)を適用又は準用する事業のうち、当該通知の経過措置を 適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準